

## 観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議開催要綱

### (目的)

第1条 観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、外部の有識者の意見を聴取して事業の参考に資するため、観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (会議の委員)

第2条 会議の委員は、歴史建築物等の再生・活用や都市の魅力創造などに関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。  
2 座長は、会議の議事を進行する。  
3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の運営)

第4条 会議は、市長が招集し、委員のほか、必要な関係者を出席させて意見を聴くことができる。  
2 市長は、事業に関する個別専門の事項を検討するため、特定の委員及び必要な関係者を招集して専門会議を開催することができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (開催期間)

第6条 会議は、平成32年3月31日までとする。

附則 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年2月7日から施行する。